

# ISO 15189 認定取得支援コンサルティング業務委託に 関する業者選定公募の公示

ISO 15189認定取得支援コンサルティング業務委託について、業者選定のため業務等提案書を公募することとしますので、希望する者は次のとおり提出願います。

令和5年4月3日

経理責任者 独立行政法人国立病院機構  
呉医療センター 院長 下瀬 省二

## 1 概要

### (1) 業務名

ISO 15189 認定取得支援コンサルティング業務委託

### (2) 業務内容

独立行政法人国立病院機構呉医療センターにおいて、臨床検査科の品質管理と信頼性確保を図るため、国際規格 ISO 15189（臨床検査室—品質と能力に関する特定要求事項）やその認定取得について知見を有する者から指導を受け、ISO 15189 の認定を令和7度内に取得することを目的に行う業務委託。

### (3) 契約期間

令和5年7月1日 ～ 令和7年6月30日（2年）

## 2 参加資格、選定基準及び評価基準

### (1) 企画書及び見積書の提出者に要求される資格

独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則第5条及び第6条の規定によるほか、次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- ①厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において令和5年度に中国地域における「役務の提供等」においてA、B、C又はD等級に格付けされている者、又は当該競争参加資格を有しない者で、見積書の提出期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録され、当該等級に格付けされた者であること。
- ②法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。
- ③300床以上の病院において、ISO 15189 の認定取得にかかるコンサル事業の実績があること。

### (2) 企画書及び見積書を特定するための評価基準

#### ①企画書の提出者の能力

同種又は類似業務の実績、その他主要業務の実績

#### ②担当予定スタッフの能力

当該業務に必要な資格及び業務経験、同種又は類似業務実績、その他業務の実績

#### ③支援方針等

支援方針・方法の妥当性、支援計画の妥当性、当該業務に対する取組意欲

#### ④運営者からの提案

企画の適格性・創造性・現実性

### 3 手続等

#### (1) 担当部署

〒737-0023 広島県呉市青山町3番1号

独立行政法人国立病院機構呉医療センター 事務部 企画課 契約係長 今村 一仁

電話0823-22-3111 (内線6314)

#### (2) 説明書の交付期間及び場所

①交付期間 令和5年4月3日(月)から令和5年5月19日(金) 8時30分から17時15分まで  
(ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の  
休日は除く。)

②交付場所 (1)に同じ

#### (3) 企画書及び見積書の提出期限、場所及び方法

##### ①提出期限

令和5年6月2日(金) 17時15分まで

##### ②提出場所及び方法

(1)に同じ ※持参又は郵送(郵送する場合には提出期限までに必着のこと)

#### (4) 見積書開封の日時及び場所

日 時 令和5年6月12日(月) 11時00分

場 所 独立行政法人国立病院機構呉医療センター内

4階地域医療研修センター 第3研修室

### 4 その他

- (1) 虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は企画書及び見積書は無効
- (2) 契約書作成の要否 ……要
- (3) 企画書のプレゼンテーション ……令和5年6月7日(水) 10時00分～
- (4) 関連情報の窓口、質問、現地見学の申し込みなど……上記3(1)に同じ
- (5) その他詳細は公募型企画競争説明書、仕様書、評価基準による。

#### **独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則第 5 条（一般競争参加者の排除）**

経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争に参加させることができない。

- 一 契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- 四 独立行政法人国立病院機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 27 年規程第 63 号）第 2 条各号に掲げる者

#### **独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則第 6 条（一般競争参加者の制限）**

経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後一定期間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
  - 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
  - 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
  - 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者
  - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
  - 七 前各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
  - 八 前各号に類する行為を行なった者
- 2 経理責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。
  - 3 第 1 項の期間その他必要事項は、別に定める。